

笠間市産木材利用促進事業補助金

笠間市で産出された木材を使用して住宅や店舗等を新築又は増改築された方に補助金を交付します！

補助要件

建築物に使用する
市産木材の量が

1m³(立方メートル)以上

であること

補助金額

市産木材の使用量 1 m³あたり

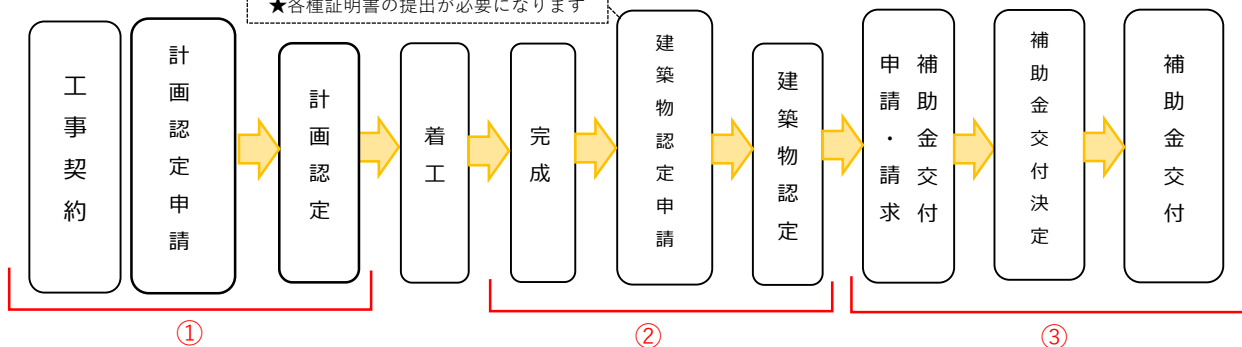
3万円(上限60万円)

補助の対象となる建築物

建築目的 建築場所	住宅	店舗等
市内に建築する場合	対象	対象
市外に建築する場合	対象外	笠間市に住所を有している方のみ対象 (法人の場合は笠間市内に本店登記をしている方のみ対象)

補助金交付までの流れ

★各種証明書の提出が必要になります



補助金申請にあたっての注意事項

(必要書類の様式は笠間市役所農政課に用意してあります。)

①建築前

・**工事着手前**に、笠間市農政課へ **事業計画の認定申請書**※ をご提出ください。

※笠間市産木材を使用して建築物を建築するための計画書になります。

(着工後の計画認定申請は補助金交付の対象外になりますのでご注意ください。)

・提出のあった申請書を市で審査の上、認定が下りた後に建築工事が可能になります。

②建築物の完成後

・建築物認定申請書をご提出ください。申請書をもとに市産木材を使用した建築物であることを確認します。

③建築物の認定後

・補助金交付申請書をご提出ください。

★建築物認定申請の際に、以下の各種証明書が必要になります。

証明書の種類によって発行元や発行時期が異なります。ご注意ください。

・山から木を伐採したとき ⇒ 市産木材伐採(出荷)証明書

・製材された木材を材木販売店等へ出荷するとき ⇒ 市産木材出荷証明書(製材業者が証明)

・建築物が完成したとき ⇒ 市産木材使用証明書(建設業者が証明)

問合せ先

笠間市 産業経済部
農政課 農林整備グループ
0296-77-1101(代)